

監査結果に係る措置通知書

<p>都市整備局</p>	<p>(20年度)</p>
<p>監査結果 (指摘事項)</p>	<p>改善措置</p>
<p>8 出資団体に対する指導監督 (2) 理事会承認手続の不備 (財)仙台市建設公社では市からの依頼による先行取得事業(学校建物建設, 追廻住宅移転補償)に係る資金手当のため, 金融機関からの借入を行っている(平成19年度末銀行借入金残高3,383百万円)。</p> <p>【監査の結果】 当団体の寄附行為では, 資金の借入及び償還方法が理事会の議決事項とされている(寄附行為第19条第1項第4号)が, 平成19年度における資金の借入等について, 理事会の議決が行われていない。 この点につき, 市の説明によると, 3月開催理事会において次年度一般会計収支予算の承認が行われており, 資金の借入に関する理事会の議決も当該予算承認の中に含まれている, とのことである。 しかし, 一般会計収支予算で把握できる内容は年間の借入総額と返済総額のみであり, 借入先, 借入条件(利率, 担保の有無等を含む)等, 当団体における資金借入に係る重要事項まで理事会で議決されているとは判断できない。 よって, 資金の借入に関する理事会の議決が行われているか不明確であり, 当団体の寄附行為の規定に反している。</p>	<p>平成21年度から, 資金の借入及び償還方法について借入実行前に理事会の議決を経るとともに, 予算書に明記することとした。</p>